

レオパレス 21 奨学制度 募集要項
(2026 年 4 月新入学生対象)

1. 奨学制度概要

(1) 支給内容

本奨学制度応募者の希望に応じて、下記いずれかを支給します。

- ① 所定の条件を満たした当社物件の無償貸与※
- ② 奨学金の給付

※ 奨学生採用決定後に、当社が提示する対象物件の中から選択していただきます。

(2) 支給金額

- ① 物件の無償貸与 当社の定める利用料換算で年間最大 120 万円
- ② 奨学金の給付 年間 36 万円（返済不要）

(3) 支給期間

奨学生として採用されたときから在籍する学校、学部、学科の正規の在学年数（在学期間）となります。ただし、物件の無償貸与については、正規の在学年数に相当する利用期間となります。

(4) 支給方法

- ① 物件の無償貸与
支給期間中当社指定の物件に無償で居住出来ます。
- ② 奨学金の給付
支給期間中、1 年分（36 万円）を 4 月に振り込みます。

(5) 併願・併給の可否

他の奨学制度（奨学金、学費免除等）との併願、併給を認めます。

(6) その他

給付する奨学金の使途は学資に限定します。

2. 応募資格

以下の各項目にいずれも該当する方。

・ 日本に居住し、2026 年 3 月に高等学校を卒業見込みであり、高等学校等における第 1 学年から申込時までの成績評定平均値が 5 段階評価で 3.5 以上である者*。または高等学校卒業程度認定試験に合格し、26 年 3 月 31 日時点で満 18 歳である者。

*評定平均値は小数点第 2 位を四捨五入。また 5 段階評価をしていない学校にあっては 5 段階に換算して算出してください。

・ 2026 年 4 月に新年度生（1 年生）となり、日本国内の大学、短大、専門学校に入学する者

- ・向学心に富み、品行方正である者。
- ・本人、本人の同居家族及び身元保証人が反社会的勢力等に該当せず、また、一切の関わりもないこと。

※「大学」「短大」は、学校教育法に定められる日本国内の大学、短期大学とし、専門職大学、専門職短期大学も対象とします。ただし、通信教育課程、短期大学別科は除きます。

「専門学校」は、学校教育法に定められる専修学校の専修過程を対象とします。

3. 募集概要

(1) 募集期間

2025 年 4 月 1 日～2025 年 7 月 31 日

(2) 選考期間

2025 年 8 月 1 日～2025 年 10 月 31 日

(3) 募集人員

募集定員は設けておりませんが、最大 30 名程度の支給を予定しています。

4. 応募方法

当社ホームページ上の応募フォームに必要事項を入力の上、お申込み願います。

ただし、応募は本人からに限ります。

5. 選考方法

一次選考 応募フォームより提出された課題（1000 字以内の日本語小論文）を当社奨学生選考委員会が評価し、選考します。

二次選考 一次選考通過者を対象に、面接（WEB）を実施します。

三次選考 二次選考通過者を対象に、面接（対面*または WEB）を実施します。

*対面面接は当社指定の場所で行います。また対面面接の交通費は当社が負担します。

6. 採用者の決定

(1) 選考結果の連絡

・一次選考、二次選考とも選考を通過された方へのみ応募フォーム記載の連絡先へ通知します。

・三次選考を通過された方は奨学生として内定とし、内定された方へのみ応募フォーム記載の連絡先へ通知します。

・一次選考、二次選考、三次選考いずれにおきましても、選考理由については一切お答えいたしかねます。

(2) 奨学生採用の正式決定

・奨学生としての採用選考に合格された方は、進学先の決定をもって内定となります。また、2026 年 4 月に応募資格を満たしたことを当社が確認することで、奨学生としての採用が正式に

決定します。

- ・「応募資格を満たす」とは、2026 年 4 月から本要項で定める種類の学校への進学が確定することです。
- ・応募資格の確認手続きは、採用内定時に連絡します。

(3) 採用内定の取り消し

以下の場合、奨学生採用の内定を取り消します。

- ・応募時の登録内容に虚偽の記載があったとき。
- ・所定の期日までに応募資格を満たすことが確認で出来なかったとき。
- ・奨学生として不適切な事実があったとき。

7. 採用者の手続き

- ・奨学生としての採用が正式に決定した方は、支給に必要な手続き書類を送付します。
- ・手続き書類は支給内容（「奨学金の給付」または「当社物件の無償貸与」）によって異なり、応募時に選択された希望支給内容に応じた書類を送付します。

8. 支給内容の変更

- ・応募時に「当社物件の無償貸与」を選択し採用された奨学生に限り、所定の条件を満たした場合、支給内容を「奨学金への給付」へ変更することが出来ます。
- ・所定の条件としては以下を予定しておりますが、詳細は支給内容書類の中で定義します。
条件： 進学先への通学可能圏内に、当社提供可能物件がなかった場合。
進学先が自宅からの通学圏内になり、当社物件の無償貸与が不要となった場合。
- ・支給内容を「奨学金の給付」から「当社物件の無償貸与」へ変更することは出来ません。

9. 奨学生の義務

奨学生は次に定める義務を履行する必要があります。

- ① 支給期間の毎年度末日までに成績証明書、在学証明書を提出すること。
- ② 下記の場合、所定の方法により当社へ届け出ること。
 - a) 休学、復学、停学するとき
 - b) 学籍を失ったとき
 - c) 正規の就業年数で卒業できないことが確定したとき
 - d) 他の大学、短大、専門学校や学部へ転学、編入学、転学部（科）することが決まったとき
 - e) 留学するとき
 - f) 当社の奨学制度からの受給を辞退するとき
 - g) 支給手続き時に当社に登録した情報等（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、振込口座等）に変更があったとき
- ③ 株式会社レオパレス 21 からの下記依頼への協力
 - a) 活動状況の報告

b)奨学生への取材・撮影、記事執筆

c)その他催事等への参加

10. 支給の一時停止

以下の場合、当社の判断により支給停止を行います。

- ・奨学生の義務を適切に果たさなかった場合
- ・その他支給を一時停止すべき事由があると当社が判断した場合

※物件の無償貸与の場合、支給停止期間は利用料相当額を徴収します。

11. 奨学生の資格喪失

(1) 資格喪失

奨学生が下記の各号の一に該当すると認められる場合には奨学生としての資格を喪失し、支給を打ち切ります。

- ① 奨学制度への応募内容及び受給手続き書類に虚偽の記載があったとき
- ② 休学、停学、留年及び退学したとき
- ③ 傷病疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
- ④ 奨学金を支給目的に沿わない用途に使用したとき
- ⑤ 当社物件の無償貸与時に締結する賃貸借契約またはマンスリー定期借家契約における退去事由が発生した時
- ⑥ 奨学生の義務で指定された書類を提出しないとき、または虚偽の書類を提出したとき
- ⑦ 奨学生の義務で定めた届け出を行わなかったとき
- ⑧ 奨学金の給付を受けることを辞退したとき
- ⑨ 奨学生として応募目的に沿わない事実があったとき
- ⑩ 反社会勢力と何らかの関りを有することが判明したとき
- ⑪ その他奨学生として適当でない事実があったとき

(2) 返還請求

奨学生の資格を喪失した場合、その事由によっては当社判断により支給済み金額相当を返還いただきます。

12. その他

- ・本学制度は、卒業後の進路等について制約を課すものではありません。
- ・本制度により支給される奨学金及び当社物件の無償貸与のいずれについても、支給された経済的支援に対する返済義務はありません（奨学生の資格喪失事由に該当した場合を除きます）。

以上